

## 両立支援助成金

労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度の導入や事業内保育施設の設置・運営・女性の活躍推進のため、(1)出生時両立支援コース、(2)介護離職防止支援コース、(3)育児休業等支援コース、(4)再雇用者評価処遇コース、(5)女性活躍加速化コースのいずれかを実施した事業主に対して助成されるものです。

〈 〉内は[生産性要件](#)を満たした場合の支給額です。

### (1)出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に子の出生後8週間に内に開始する育児休業を利用させた場合に助成金が支給されます。

一年度において、1事業主当たり1人までとなっています。

- ・最初の1人：57万円 〈72万円〉
- ・2人目以降：14.25万円 〈18万円〉

### (2)介護離職防止支援コース

仕事と介護の両立支援のための職場環境整備に取り組むとともに、介護に直面する労働者に対して介護支援プランを作成・導入することにより、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制度の利用を円滑にするための取組を行った場合に助成金が支給されます。

1事業主当たり、延べ2人限り（有期契約労働者1人、無期契約労働者1人）となっています。

- 【介護休業の取得・復帰】57万円 〈72万円〉
- 【介護のための勤務制度の利用】28.5万円 〈36万円〉

### (3)育児休業等支援コース

育休復帰支援プランを作成し、プランに基づく措置を実施し、育児休業の取得、職場復帰させた場合、及び育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた場合に助成金が支給されます。

このコースでは、①育児休業取得時、②職場復帰時、及び③代替要員確保時の3パターンの助成金の支給が行われます。

①、②は1事業主当たり2人まで（有期契約労働者1人、無期契約労働者1人）、③は1年度の上限が10人となっています。

・1人につき

①育休取得時 28.5万円 〈36万円〉

②職場復帰時 28.5万円 〈36万円〉

③代替要員確保時 47.5万円 〈60万円〉

#### (4)再雇用者評価処遇コース

育児・介護等を理由とした退職者が復職する際、従来の勤務経験が適切に評価され、配置・処遇がされる再雇用制度を導入したうえで、希望者を再雇用した場合に助成金が支給されます。

【再雇用者1人目】

・継続雇用6か月後：19万円 〈24万円〉

・継続雇用1年後：19万円 〈24万円〉

【再雇用2～5人目】

・継続雇用6か月後：14.25万円 〈18万円〉

・継続雇用1年後：14.25万円 〈18万円〉

#### (5)女性活躍加速化コース

女性の活躍に関する数値目標を掲げ、女性が活躍しやすい職場環境の整備等に取り組む場合や、その取組の結果当該数値目標を達成した場合に助成金が支給されます。

1事業主当たり各1回となっています。

【取組目標達成時】 28.5万円 〈36万円〉

【数値目標達成時】 28.5万円 〈36万円〉